

建設工事等に関する電子契約の拡大について

高山市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務について、令和５年１０月１日以降の入札公告若しくは指名通知等する案件について電子契約を導入しています。令和７年１０月１日以降電子契約の対象範囲を拡大し、支所発注案件についても電子契約を導入します。

◆電子契約について

電子契約とは、契約内容を記した電子データをインターネット上で交換し、改ざんできないように処理されたデータを保管しておく契約方式です。これまで受注者の方々が貼っていた収入印紙が不要になることや、契約書を取り交わすための押印、市役所の往復といった手間がなくなるなどのメリットがあります。このようなメリットを踏まえ、高山市ではDX推進の一環として電子契約を導入します。

◆電子契約の対象

○予定価格が200万円を超える建設工事

※建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、森林整備業務

○予定価格が100万円を超える建設コンサルタント業務

※建設コンサルタント業務

測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務、工事監理業務

◆その他

電子契約導入について説明会を実施します。日時・実施方法等は別途高山市HPで案内します。

◆電子契約の方法

「電子契約」の対象案件となっているもので電子契約を希望する場合^{注1}は、落札決定後HPにある「電子契約実施要領」別記様式（第7条関係）^{注2}を、必要事項記載の上、『発注部署別メールアドレス』を参照のうえ送付してください。

注1：電子契約を希望しない場合は、これまでと同様の方法で紙による契約書の取り交わしを行います。

注2：建設業法施行令第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とするものであり契約の都度必要となります。

◆電子契約における注意点

- ・電子契約を行った場合は、紙の契約書は作成しません。
- ・電子契約を行う場合、システム提供者から電子メールによる通知があるため「support@cloudsign.jp」の受信が可能なよう電子契約に使用するPCでの設定をお願いします。尚、タブレット端末には対応していませんのでご注意ください。

※お使いのPCにおけるOS等環境設定の確認については『クラウドサイン>>よくある質問>>クラウドサインについて>>クラウドサインの推奨環境を教えてください』をご確認ください。

URL:<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393>